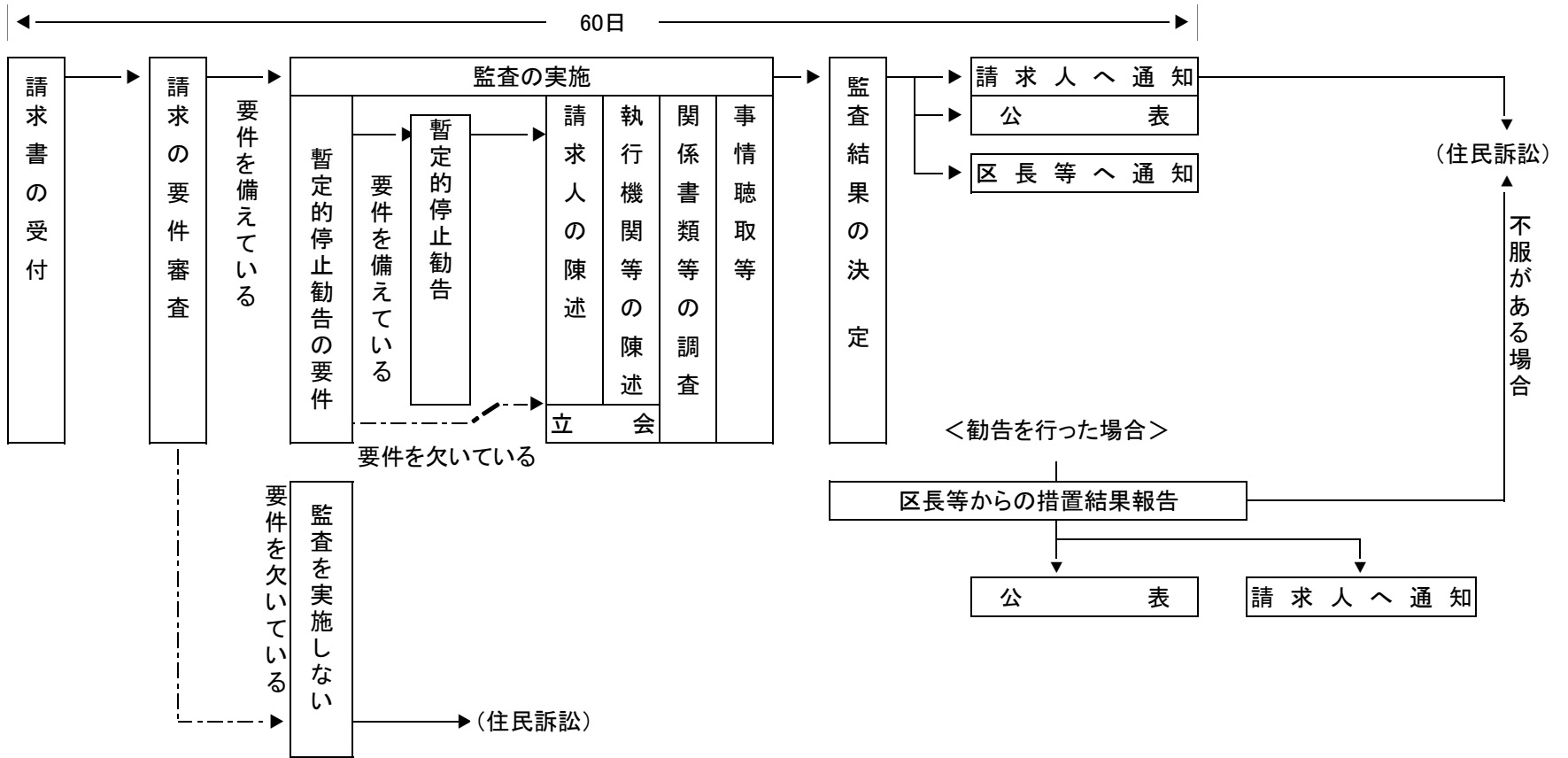


# 住民監査請求手続きの流れ

監査委員による監査の場合には、次のようになります。



- 注 1 要件審査は、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
- 2 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。
- 3 住民訴訟については、出訴期間が定められている。（地方自治法第242条の2）

# 住民監査請求手続きの流れ

外部監査人による監査を求める場合には、次のようになります。

